

令和8年度 青少年異文化理解促進プログラム運営業務委託 仕様書

1. 業務名称

令和8年度 青少年異文化理解促進プログラム運営業務委託

2. 業者選定方式

公募型プロポーザル方式

3. 業務目的

本事業は、義務教育課程の子どもを対象に、様々な文化・価値観・習慣を持つ人々と交流を図る機会を提供することを通じて、異文化理解や多様性尊重を促進し、多文化共生意識をはぐくむことを目的とする。

4. 履行期間

契約締結の翌日から令和9年2月26日まで

※委託業務実績報告書の提出期限

5. 業務概要

(1) 対象者

市内の小中学校に通う児童・生徒（小学1年生～中学3年生）

(2) 開催日・回数

令和9年1月9日（土）から31日（日）までの期間中に実施するものとし、土、日、祝日のうち2回以上開催すること。

なお開催日及び実施時間については参加しやすさを考慮したうえで設定すること。

(3) 参加者数

延べ300名以上の参加者を見込める計画とする。

(4) 会場

指定なし。

以下の日程において、大分市荷揚複合公共施設（荷揚BASE）6階 多目的大会議室を委託者にて仮押さえしており、利用することも可能。

令和9年1月9日（土）、10日（日）、17日（日）、23日（土）24日（日）

会場設備（大分市荷揚複合公共施設（荷揚 BASE） 6 階 多目的大会議室）

有	無
マイク、プロジェクター、スクリーン、電源タップ	ネットワーク環境、コードリール

会場設備の詳細は以下の大分市ホームページ参照

<https://www.city.oita.oita.jp/o033/hukugousisetudaikaigisitu.html>

6. 業務内容及び業務の進め方

受託者の持つ知識や経験、人脈及び人的ネットワーク、ノウハウを最大限に活用し、以下業務の達成に向けて実現可能性の高い提案とすること。

本事業を実施するにあたり随時委託者と協議を行うとともに、進捗に応じて委託者に報告を行うなど緊密な連携を図ることとし、疑義が生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と適宜協議を行うものとする。

(1) 参加者の募集

- ① 事業の広報
- ② 申込受付（参加者の写真・動画撮影の許可及びホームページ、SNS、広報誌、パンフレット、チラシ、報告書、各種計画書その他の広報媒体に使用するための許可を得ること）
- ③ 参加者への結果通知
- ④ 参加者名簿の作成・管理（個人情報保護に留意）

(2) 交流スタッフの選定及び調整

- ① 事業の趣旨を踏まえ、多様な文化や価値観に触れる機会を提供できるよう、特定の国・地域に偏ることなく、多様な国・地域の文化を説明できるスタッフ体制を整えること。
- ② 交流スタッフについては、類似する交流活動の経験を有するなど、小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒と円滑なコミュニケーションを図ることができる者を選定すること。
- ③ 参加者の年齢や英語の習熟度に応じたプログラムに対応できるよう、日本語及び英語その他必要な言語を用いた交流が可能な体制を整えること。
- ④ 在留資格上の活動制限がある場合は、必要な事項を確認し、本事業に支障なく参加できる体制を整えること。
- ⑤ 交流スタッフが確定した後、氏名、国籍、使用可能言語その他委託者が必要とする基本情報を電子データにより委託者へ提出すること。
- ⑥ 交流スタッフの写真・動画撮影の許可及びホームページ、SNS、広報誌、パ

ンフレット、チラシ、報告書、各種計画書その他の広報媒体に使用するための許可を得ること。

(3) 交流内容の企画

- ① 小学1年生から中学3年生までの児童・生徒が、主体的に参加し、興味や関心を持って楽しみながら異文化理解を深めることができる内容とすること。
- ② 交流に必要な教材、資料その他必要物品の作成及び準備を行うこと。
- ③ 交流スタッフによる外国（地域）の紹介を取り入れ、文化や習慣、価値観の違いを学ぶ機会を設けること。
- ④ 小中学生が日本の文化や地域の魅力等を紹介し、双方向の交流が図られる内容とすること。
- ⑤ 参加者同士が打ち解けられるよう、アイスブレイク等を取り入れること。
- ⑥ 日本語及び英語の使用割合を調整するなど、参加者の年齢や英語の習熟度に応じて幅広い層が参加しやすい内容とすること。
- ⑦ 複数回開催する場合は、同様のテーマであっても対象者の年齢や英語の習熟度に応じて難易度を設定し、低学年向け、日本語を中心としたプログラム、英語等の外国語の使用割合を高めたプログラムなど、参加者をレベル別に募集できるよう工夫すること。
- ⑧ 参加者が段階的に異文化理解やコミュニケーション能力を深められるよう、各回の内容及び使用言語に配慮すること。
- ⑨ 交流内容が確定した後、実施内容、進行案及び使用資料等を電子データにより委託者へ提出すること。
- ⑩ 交流内容に適した会場を確保すること。

(4) リハーサルの実施

当日の円滑な運営を図るため、必要に応じて運営スタッフ及び交流スタッフとの事前打合せ及びリハーサルを実施すること。

なお以下の日程において、大分市荷揚複合公共施設（荷揚 BASE） 6 階 多目的大会議室を委託者にて仮押さえしており、利用することも可能。

- ・令和9年1月4日(月)～6日(水) 8時30分～18時
- ・令和9年1月13日(水) 13時～18時

(5) イベント当日の運営

- ① 参加者受付、会場設営、進行管理、参加者の誘導、安全管理等を行い、イベントを円滑に運営すること。

- ② 委託者が取得した参加者及び保護者、交流スタッフの同意に基づき、交流の様子を撮影し、市ホームページ及びSNS等での広報に活用できる写真及び動画データを委託者へ提出すること。なお写真及び動画データは委託者が自由に使用できるものとする。

(6) アンケート調査

委託者と内容を協議のうえ、参加者及び交流スタッフを対象にアンケート調査を実施し、事業の効果及び満足度を把握するとともに、その結果を取りまとめ、委託者へ報告すること。

7. 報告書の提出

受託者は成果物である委託業務実績報告書の提出後、委託者の検査完了をもって委託業務完了とし、業務委託料の請求を行うことができる。

なお委託業務実績報告書には最低限以下を含めること。

- (1) 実施概要
- (2) 参加人数
- (3) 写真
- (4) 当日配布・使用した教材、資料、台本等の電子データ
- (5) アンケート結果
- (6) 課題と改善提案

8. 再委託の禁止

業務について一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる場合は、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。

9. 個人情報保護

受託者は、本業務の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはいけない。また、業務終了後または契約解除後も同様とする。

10. 守秘義務

本業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

11. 成果物の取扱い

受託者は本業務の実施により取得又は作成した写真、イラスト、報告書その他成果物及び交流の様子を撮影した写真・動画について、委託者が広報及び事業報告の目的で使用することを承諾するものとする。

12. 運営体制・安全管理

受託者は、参加する児童・生徒の安全を第一に考え、適切な人員（進行、誘導、安全管理等）を配置すること。必要に応じて傷害・損害賠償保険に加入すること。

13. 緊急時対応

事故等発生時は直ちに委託者へ報告し、必要な措置を講じること。

14. 損害の賠償

本業務の遂行にあたっては、十分な注意を払って行うこととし、受託者の故意または過失により、委託者または第三者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

15. 委託料の支払

委託料の支払は、委託者による委託業務実績報告書の検査完了後とする。受託者は原則として、検査完了後に委託料の請求を行うことができ、委託者は適法な請求を受けた日から 30 日以内に、委託料の全額を一括して支払う。

ただし、事業の円滑な実施のため特に必要があると認められる場合は、支払方法について双方協議の上、別途定めることができる。

また、本事業が中止となった場合は、双方協議の上、実際に要した費用を算出し、その費用を支払うものとする。